

免許状更新講習の受講等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第10号

免許状更新講習の受講等に関する規則を廃止する規則

免許状更新講習の受講等に関する規則（平成21年新潟県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。